

## RPS設備に係るFIT認定の申請手続について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第8条の規定に基づき、新エネルギー等認定設備（いわゆる「RPS設備」）について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請（以下単に「認定申請」という。）を行う場合の申請手続は、以下によるものとします。

### 1. 申請対象となり得る新エネルギー等認定設備

- ① 平成29年4月1日時点で、廃止前の電気事業者による新エネルギー等電気の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第9条第1項の規定により新エネルギー等認定設備として認定を受けている設備であること。
- ② 新エネルギー等認定設備による既運転期間（運転開始日から廃止日までの期間）がFIT法に基づく調達期間よりも短いこと。
- ③ FIT法第9条第3項に規定する認定基準に適合することが見込まれること。

なお、認定を取得するためには、認定時までには新エネルギー等認定設備廃止届出書を提出する必要があります。また、出力500kW以上の太陽光発電設備、一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（出力10MW以上のものに限る。）又はバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備については、FIT法第7条に規定する入札において落札する必要があります。

### 2. 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請の申請書類等

#### (1) 申請書類及び添付書類

新エネルギー等認定設備であった設備に適用される調達期間及び調達価格は、4.のとおり新規の認定と異なりますので、認定申請に際しては、申請書及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）に基づき必要とされる添付書類のほか、以下の添付書類を提出してください。

- ① 申請設備の運転開始日（バイオマス混焼設備の場合は混焼開始日）を証する書類（※ 例えば、電力受給契約書、検針票、燃料日報（月報）等の運転の開始時期が確認できる書類）

- ② 申請設備の試運転期間が分かる書類  
(※ 例えば、試運転報告書 等)
- ③ 補助金の確定通知書の写し  
申請設備が以下の補助金の交付を受けている場合は、補助金の確定通知書(写)を提出してください。
  - ア) 新エネルギー等事業者支援対策費補助金
  - イ) 新エネルギー事業者支援対策費補助金
  - ウ) 地域新エネルギー等導入促進対策費補助金
  - エ) 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金
  - オ) 中小水力・地熱発電開発費等補助金
- ④ バイオマス発電設備の場合は、直近3ヶ年間の設備利用率及びバイオマス比率を計算した書類

(2) 申請期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日

(3) 申請書の提出先

当該発電事業の設備所在地を管轄する経済産業局

### 3. 申請設備に適用される調達価格及び調達期間

(1) 調達価格

発電設備導入時に2.(1)③に記載する補助金の交付を受けている場合は、国が決定した調達価格から当該補助金の確定金額相当分を差し引いた額を当該設備に適用される調達価格とします。

このため、特定の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の確定通知書(写)を提出するものとします。提出された確定通知書(写)に基づいて当該設備に適用される調達価格を計算し、再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書に当該設備に適用される調達価格を記載して通知します。

- ① 申請設備に適用される調達価格(円/kWh)は次式により計算して得た額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。

$$\text{調達価格} = \text{国が決定した調達価格} - \frac{\text{補助金確定額}}{\text{設備の標準的な発電量} \times \text{国が決定した調達期間}}$$

- ② 補助金の確定額は消費税抜き価格とする。
- ③ 補助金適正化法第22条の規定に基づく承認を受けて他者に譲渡された設備についても、上記と同様に調達価格について差引計算を行うものとする。
- ④ 発電設備の標準的な発電量は次式により計算する(バイオマスを除く)。
 
$$\text{発電量} = \text{発電出力} \times 365 \text{日} \times 24 \text{時間} \times \text{設備利用率}$$
- ⑤ 設備利用率は発電区分に応じて次の値を一律適用する。

- ・太陽光・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12%
- ・風力（20kW未満）・・・・・・・・・・・・ 16.7%
- ・風力（20kW以上）・・・・・・・・・・・・ 20%
- ・水力（1,000kW未満）・・・・・・・・・・・・ 60%
- ・水力（1,000～30,000kW）・・・・・・・・ 45%
- ・地熱（15,000kW未満）・・・・・・・・・・・・ 84%
- ・地熱（15,000kW以上）・・・・・・・・・・・・ 83%

⑥ バイオマス発電設備の場合、発電設備の標準的な発電量は以下の式により計算する。

$$\text{発電量} = \text{発電出力} \times 365 \text{日} \times 24 \text{時間} \times \text{設備利用率（実績値）} \times \text{バイオマス比率}$$

なお、設備利用率及びバイオマス比率は、当該申請設備の直近3カ年実績値の平均値を用いるので、これらを計算した書類を提出する。

### 《調達価格に関する補足説明》

#### ア. 控除すべき補助金相当額における普及啓発事業の取扱い

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の交付を受けた設備のうち、設備導入事業と併せて普及啓発事業も実施しているものについては、当該普及啓発事業に相当する補助金額が特定できる場合に限り、補助金確定額から普及啓発事業に相当する補助金額を控除することができる。このため、補助金の実績報告書の写し等、経費の内訳が分かる書類を提出するものとする。

#### イ. 運転開始日が異なる複数の設備に対して、一括して補助金が交付されている場合における補助金相当額の按分方法

運転開始日が異なる複数の設備で構成される一つの発電所において、個別の計測が可能な設備ごとに認定申請を行う場合で、当該複数の設備に対して一括して補助金が交付されている場合、新設設備の調達価格から控除すべき補助金相当額は以下のとおり発電出力で按分することとする。

X1、X2、X3、…Xn：補助対象となっている各発電設備の出力（単位：kW）

Y：補助金確定額（総額。単位：円）

Z1、Z2、Z3、…Zn：補助対象となっている各発電設備に係る補助金相当額（単位：円）

$$Z_1 = Y \times \frac{X_1}{X_1 + X_2 + X_3 + \dots + X_n}$$

$$Z_2 = Y \times \frac{X_2}{X_1 + X_2 + X_3 + \dots + X_n}$$

$$Z_3 = Y \times \frac{X_3}{X_1 + X_2 + X_3 + \dots + X_n}$$

⋮

$$Z_n = Y \times \frac{X_n}{X_1 + X_2 + X_3 + \dots + X_n}$$

#### ウ. バイオマス発電設備の設備利用率について

バイオマス発電設備の調達価格算定に用いる設備利用率については、原則として以下の①、②のいずれかの方法により計算するものとする。

$$\text{①設備利用率} = \frac{\text{年間発電実績 (kWh)}}{\text{発電出力} \times 365 \text{日} \times 24 \text{時間}}$$

$$\text{②設備利用率} = \frac{\text{年間稼働実績 (時間)}}{365 \text{日} \times 24 \text{時間}}$$

- いずれも単年度の設備利用率の計算方法。直近3ヶ年間の各設備利用率を求めた上で（小数第二位以下は切り捨て）、平均値を計算すること（同じく小数第二位以下は切り捨て）。
- ①を採用する場合は年間発電量を証明する書類、②を採用する場合は年間稼働実績（時間）を証明する書類を提出すること（いずれも直近3か年分の運転年報・月報等）。

以上のいずれの方法にも拠りがたい場合は、計算根拠と証明書類を提出の上、資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室に相談すること。

#### エ. バイオマス比率について

バイオマス発電設備の調達価格算定に用いるバイオマス比率については、RPS設備の場合は以下の方法により計算することとする。

$$\text{バイオマス比率} = \frac{\text{新エネルギー等電気供給量}}{\text{電気供給量}}$$

- ① 新エネルギー等電気相当量記録届出の際に提出する「バイオマス発電に係る新エネルギー等電気供給量及びバイオマス比率の計算根拠（報告様式Ⅰ）」又は「バイオマス発電の新エネルギー等電気供給量及びバイオマス比率の計算根拠（報告様式Ⅱ）」に記載されている「電気供給量」及び「新エネルギー等電気供給量」を用いて、直近3か年分を計算の上（小数第二位以下は切り捨て）、3ケ年の平均値を計算する（小数第二位以下は切り捨て）。
- ② 複数のバイオマス燃料を使用している場合、バイオマス比率はバイオマス燃料ごとに計算するのではなく、バイオマス燃料全体に係る比率を計算する。  
（※「新エネルギー等電気供給量」は、全てのバイオマス燃料に係る新エネルギー等電気供給量の合計量を用いる。）

## （2）調達期間

申請設備に適用される調達期間は、国が決定した調達期間から、新エネルギー等認定設備による既運転期間（運転開始日から廃止日までの期間）を控除した期間とします。このため、認定申請に当たっては、運転開始日を証する書類を提出してください。提出書類に基づいて申請設備に適用される調達期間を計算し、再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書に記載して通知します。

### 《調達期間に関する補足説明》

#### ア. 試運転期間において発電した電気の量を義務履行量として計上していた場合の「既運転期間の起算日（運転開始日）」の取扱い

試運転期間において当該申請設備により発電した電気の量を義務履行量として計上していた場合、試運転期間は最大1カ月とし、試運転を開始した日から1カ月を超過した日を運転開始日とみなす。

#### イ. 運転開始日が異なる複数の発電設備で構成される一つの発電所の「既運転期間の起算日（運転開始日）」の取扱い

一つの発電所内に複数の発電設備が存在し、それら個別の発電設備の運転開始日が異なる場合における「既運転期間の起算日（運転開始日）」の取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 個別の発電設備に係る再生可能エネルギー電気の供給量（売電量）を計測できる場合

再生可能エネルギー電気の供給量（売電量）の計測が可能な設備ごとに、当該設備のうち最も早い運転開始日を「既運転期間の起算日（運転開始日）」として取り扱うこととする。この場合は、個別の計測が可能な設備ごとに認定申請を行う必要がある。

なお、複数の発電設備により構成される発電所が一体としてRPS設備認定を受け、その一部の設備に適用されるべき調達期間がゼロとなっている場合は、当該RPS設備について変更認定申請を行って調達期間がゼロの設備とそれ以外の設備に分割することにより、後者の設備についてのみ廃止届出を提出し、認定申請を行うことができることとする。(なお、前者の設備は引き続きRPS設備として運転することが可能。)

② ①の計測ができない場合

最も運転開始が早い発電設備に係る運転開始日を当該発電所の「既運転期間の起算日(運転開始日)」として取り扱う。この場合は、発電所全体を一つの発電設備として認定申請を行う。

ウ. バイオマス発電設備に係る「既運転期間の起算日(運転開始日)」の取扱い

バイオマス発電設備については、バイオマス発電を開始した日(バイオマス燃料の混焼を開始した日)をもって「既運転期間の起算日(運転開始日)」とする。

これを証明するための書類として、バイオマス燃料の投入量を記録した帳簿(バイオマス発電を開始した時点のもの)を提出する。

エ. 発電設備の運転を開始した際に、電気事業者と電力受給契約を締結せずに自家消費を行っていた場合の「既運転期間の起算日(運転開始日)」の証明書類

電力受給契約書に代えて、以下のいずれかの書類の日付により「既運転期間の起算日(運転開始日)」を確認することとする。

- ① 工事計画届出書の届出年月日
- ② 使用前検査証の検査年月日
- ③ 建築基準法に係る検査済証の交付年月日
- ④ 自家用発電設備の系統連系(逆潮流なし)に関する契約書の契約日

上記による確認ができない場合は、申請設備について運転開始前に国又は地方公共団体に提出した行政手続等に関する書類の日付をもって確認を行う。このような場合、個別に資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室に相談すること。

以上